



平成24年10月1日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社子会社における和解による 損害賠償請求訴訟の解決に関するお知らせ

平成20年12月16日付「当社子会社における訴訟提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりました当社の子会社、株式会社ショーワコーポレーション（以下、「ショーワコーポレーション」という。）が提起しておりました損害賠償請求訴訟について、この度和解により全面的に解決することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から一部取り下げに至るまでの経緯

ショーワコーポレーションは、新規事業である外国乗用車の販売を開始するにあたり、当社から13億3000万円の融資を受け、その資金を持って仕入代金に充当しておりました。しかしながら、ショーワコーポレーションは、外国乗用車の販売を実施するに至らず、仕入代金として抛出した資金の回収ができない状態になっておりました。ショーワコーポレーション及び当社はこれらの資金が回収できるよう最善をつくしておりましたが、回収が遅々として進みませんでしたのでこれらに関与しておりましたアップルインターナショナル株式会社、久保和喜、VTホールディングス株式会社、高橋一穂、株式会社アイ・エム自販、陳惠元（以上、6名）に対し、平成20年12月11日付にて、13億7012万円4138円の損害賠償請求をする民事訴訟を、東京地方裁判所に提起いたしました。

その後、本件裁判の進捗を鑑み、本件への関与の度合いからVTホールディングス株式会社、高橋一穂（以上、2名）とは、一定条件で和解を行い、株式会社アイ・エム自販、陳惠元（以上、2名）につきましては取り下げを行い、残りの請求についてはアップルインターナショナル株式会社、久保和喜（以上、2名）に対し引き続き損害賠償を追及していくことが得策であると考え、残りの損害賠償請求訴訟は継続して参りました。

(VTホールディングス株式会社、高橋一穂（以上、2名）との和解につきましては、平成23年4月27日付「当社子会社における損害賠償請求訴訟について一部和解による解決に関するお知らせ」をご参照ください。又、株式会社アイ・エム自販、陳惠元（以上、2名）への訴えの取り下げにつきましては、平成23年7月21日付「当社子会社における損害賠償請求訴訟について一部取り下げに関するお知らせ」をご参照ください。)

その後も本件裁判は更に進行し、裁判所から当社に対し和解勧告が提示されました。当社といたしましては、本件裁判の提起から既に3年8ヶ月を経過していることや、これまでの裁判の審議の過程を慎重に検討いたしました結果、現時点で一定条件で和解を行うことが当社にとって得策であると判断し、本件裁判につきましては、和解によりすべて終了させることを決定いたしました。

2. 和解の相手方

(1) アップルインターナショナル株式会社

①	名 称	アップルインターナショナル株式会社
②	所 在 地	三重県四日市市日永2-3-3
③	代表者の役職・氏名	埴原明彦

(2) 久保和喜

①	名 称	久保和喜
②	所 在 地	—
③	代表者の役職・氏名	—

3. 今後の見通し

この度の和解に伴う業績への影響は現在確定しておりません。

業績予想の修正等ご報告すべき事項がございましたら別途ご報告いたします。

又、当該和解により経営の負担となっていた過去の負債が終了いたしました。今後は、当社グループ一丸となって今期策定し既に公表している当社中期事業計画「アクセルプラン2012」（詳細につきましては、平成24年6月27日付「中期経営計画（アクセルプラン2012「加速開始」）策定に関するお知らせ」をご参照ください。）に沿って、業績の拡大と、企業価値の増大に向け全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解とご支援賜りますようお願い申し上げます。

以 上